参考４

大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会設置要綱

（目的）

第１条　大阪府医療計画に定められた二次医療圈の北河内地域における救急搬送体制及び救急医療体制の向上に資するため、消防機関と医療機関が一体となったメディカルコントロール体制と救急医療機関の受入体制の充実を図ることを目的とする｡

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため、大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会（以下「救急ＭＣ協議会」という。）を設置する。

なお、救急ＭＣ協議会は、大阪府医療対策審議会の救急業務高度化推進に関する部会（以下「高度化部会」という。）の運営要綱に基づく「大阪府北河内地域メディカルコントロール協議会」及び大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づく「北河内救急懇話会」の機能を有する。

（所掌事務）

第３条　救急ＭＣ協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること。

（２）救急隊員の病院実習等の調整に関すること。

（３）地域における救急効果など地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証と対策に関すること。

（４）傷病者受け入れに係る連絡体制の調整等、救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関すること。

（５）前号に掲げるもののほか、地域のプレホスピタル・ケアの向上に関すること。

（組織）

第４条　救急ＭＣ協議会は、別表の会長、委員をもって組織する。

２　救急ＭＣ協議会には必要に応じ、小委員会を設置することができる。

３　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前項の委員は、再任を妨げない。

（会長）

第５条　会長は、救急ＭＣ協議会を総括し、会議の議長となる。

（副会長）

第６条　救急ＭＣ協議会に副会長を置き、会長が、委員のうちから副会長を指名する。

２　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議の開催）

第７条　救急ＭＣ協議会は、大阪府危機管理室長、北河内圏域保健所長が招集し開催する。

２　委員に支障が生じた時は、代理人が出席することができる。

３　救急ＭＣ協議会に、所掌事務を検討するため必要があるときは、会長が指名した者を出席させることができる。

（相互機関調整）

第８条　救急ＭＣ協議会において実施する事業等に他の地域のメディカルコントロール協議会等と重複する事項がある場合は十分な調整を行うものとする｡

　また、高度化部会及び北河内保健医療協議会で調整の必要な事項については、随時諮るものとする｡

（報償費）

第９条　会長、委員、代理人及び会長が指名した者の報償費の額は、日額六千円（交通費込み）とする。

２　前項の報償費は、その都度支給する。

３　会長、委員のうち、公の経済（国、地方公共団体）に属する常勤の職員である者に対しては、支給しない。

（庶務）

第１０条　救急ＭＣ協議会の庶務は、大阪府政策企画部危機管理室・健康医療部において処理する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるほか、救急ＭＣ協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（別表）

（会長）

|  |
| --- |
| 関西医科大学附属病院代表 |

（委員）

|  |
| --- |
| 北河内医療・病床懇話会代表（地域医師会代表） |
| 一般社団法人 大阪府私立病院協会代表 |
| 一般社団法人 大阪府医師会代表 |
| 関西医科大学 総合医療センター代表 |
| 社会医療法人彩樹 守口敬仁会病院代表 |
| パナソニック健康保険組合 松下記念病院代表 |
| 国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院代表 |
| 市立ひらかた病院代表 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター代表 |
| 医療法人協仁会 小松病院代表 |
| 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院代表 |
| 社会医療法人蒼生会 蒼生病院代表 |
| 社会医療法人信愛会 畷生会脳神経外科病院代表 |
| 社会医療法人信愛会 交野病院代表 |
| 守口市門真市消防組合消防本部警備課長 |
| 枚方寝屋川消防組合消防本部救急課長 |
| 大東四條畷消防本部警防課長 |
| 交野市消防本部警防課長 |
| 地域市町村代表 |